## 事業継続力強化支援事業の目標

# 1 現状

## (1) 地域の災害リスク

## ア 地域の概要・立地など

京都市右京区の北西部・都市部の中心からおよそ30kmに位置する京北地域は、豊かな森林資源を背景に、かつて平安京造営に木材を供給してきた木材関連産業で栄えてきた地域である。

河川は、淀川水系の桂川の上流端に位置し、その本支流沿いに集落・農地等が点在している。 人口は4.658人(R3年4月1日現在)で、旧京北町が京都市右京区に編入した平成17年と比較すると30%以上を超える人口減となっており、過疎・高齢化が進む地域である。

#### イ 京北商工会

京北商工会は商工会法(昭和35年法律第89号)に基づく特別認可法人である。

平成17年に「旧京北町」が京都市右京区に編入され、従来の「京北町商工会」から名称変更したが、京北地域を管轄する商工会として昭和36年に設立、これまで、商工会法第3条に規定されている「地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、併せて社会一般の福祉の増進に資する」ことを目的に事業を実施し、地域における総合経済団体として小規模事業者の支援に取組んできたところである。

## ウ 風水災に関して

## <水害>

京都市右京区の京北地域には桂川(上流)と弓削川が流れており、これらに合流する支川も数多く存在する。京都市水害ハザードマップ(右京区京北版)によると、桂川(上流)と弓削川の河川沿いの平地において、【0.5m未満】~【5m以上】の洪水浸水想定区域が存在している。特に桂川(上流)と弓削川の合流地点を含む周山地区(京都市京北合同庁舎、京北商工会周辺)及び桂川(上流)沿いに平地が広がる山国地区(山国自治会館、旧京北第二小学校周辺)において、過去何度も大雨により周辺道路・住家が浸水している。また周山地区、山国地区以外の弓削地区、黒田地区においても、過去大雨による浸水被害が発生している。

# < 土砂災害>

京北地域については、総面積の9割以上が山林であり、土砂災害の危険性が高い急峻な山林も多い。

京都市の土砂災害ハザードマップによると、京北地域の土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は800箇所以上指定されており、市域全体の約3割を占める。

土砂崩れや大規模な倒木が発生した場合、長期間にわたる通行止めや、停電・通信機能の遮断等の影響により、住民生活に大きな被害が発生する。

## <地震>

京都市の地震ハザードマップ(右京区京北版)によると、京北地域に最も大きな影響をもたらすと想定されるのは、「殿田〜神吉〜越畑断層」であり、この断層地震が起こった場合、京北地域では震度7から6弱、山地では震度6弱から5強が予測される。発災時には、建物の損壊や土砂災害・道路遮断や電力、通信機能の喪失など甚大な被害が及ぶことが想定される。

- エ 最近の京北地域における気象災害のデータ (右京区役所京北出張所調べ)
  - ・平成25年 9月 台風18号 風水害(橋梁崩落 建物被害 農林被害他)
  - ・平成26年 8月 台風11号 風水害(死者1名 建物被害 停電多数他)
  - ・平成29年10月 台風21号 風水害(建物被害 道路通行規制 農林被害 停電多数 他)

·平成30年7月豪雨、20号、21号、24号 風水害(建物被害 道路通行規制 停電 倒木 農林被害多数他)

# 才 感染症

従来からの季節性インフルエンザに加えて、2020年初頭から始まった新型コロナ感染症の拡大については、2年を経た今も変異を繰り返しながら流行し、沈静化していない。

住民の生命・健康を守るとともに、商工業の経営への影響を食い止めるため、一刻も早い終息が待たれる。

# ※京都市情報関連サイト (参考)

京都市情報館 https://www.city.kyoto.lg.jp/ 京都市防災ポータルサイト https://www.bousai.city.kyoto.lg.jp/

# (2) 商工業者の状況

ア 商工業者などの数

332人

イ 小規模事業者数

310人

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(立地状況等)
	製造・建設業	160	1 5 2	各地区に分散している
商工業者	卸・小売業	7 6	6 4	中心市街地に多い
	サービス業	5 7	5 5	中心市街地に多い
	その他	3 9	3 9	各地区に分散している

## (3) これまでの取組

## ア 京都市の取組

#### ・地域防災計画の策定

京都市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、京都市防災会議が作成するもので、京都市域における地震災害をはじめとする各種の災害予防、災害応急対策、災害復旧計画等に関する事項を定めている。

世界文化自由都市、レジリエンス、「生活者を基点に参加と協働で未来を切り拓く」との「はばたけ未来へ!京(みやこ)プラン2025」における都市経営の理念、SDGsの達成などを踏まえ、ウィズコロナ社会、アフターコロナ社会においても、地震、台風等の各種の災害から市民の生命、財産と暮らしを守るとともに、災害が発生した場合も被害の最小化と迅速な回復か可能となるよう、災害に強い安心・安全なまちづくりを、市民と事業者、地域団体等と連携・協力しながら進めていく。

## ・防災危機管理に関する訓練の実施

京都市の各部局及び防災関係機関の連携を目的とした実働訓練と市民への防災啓発を目的とした「京都市総合防災訓練」、住民及び区役所の災害対応力向上を目的とした「区総合防災訓練」や「学区総合防災訓練」に加え、防災意識の向上を目的とした「京都市シェイクアウト訓練」など、様々な訓練を実施している。

## ・防災・感染症等の対策備品の備蓄

防災備品及び3日間程度の飲食料品備蓄を、また感染症対策としてはマスク・消毒液などを出張所や指定避難所単位に備蓄管理している。

#### ・感染症に関する対策

関係法令に基づき、感染症に関する行動計画を策定している。感染症の感染拡大を 京都市の危機管理に関る重要課題と位置づけ、感染拡大の抑制による市民の生命及び 健康の確保と生活や経済の維持に努める。

# イ 京北商工会の取組

- ・BCPに関する国の施策などの事業者への周知 「京北商工会だより」(年4回発行)への記事記載やホームページにおいて周知。
- ・商工会団体制度(ビジネス総合保険制度)への加入促進 被災時の資金調達の観点(リスクファイナンス)で、事業者のリスク分析を実施するとと もに、リスクに応じたリスクファイナンス設計を実施。
- ・防災備品の備蓄 商工会内に被災時の復興支援に資する備品及び非常飲食物の備蓄を検討。
- ・防災訓練への参加 京都市右京区並びに自主防災会が主催する防災訓練に会員事業所の参加・協力を呼びか けている。
- ・会員事業者向けセミナーの実施検討 想定する災害の被害予想やBCP策定の重要性を周知し、BCP並びに事業継続 力強化計画の策定推進を検討。

## 2 課題

当商工会及び会員事業者においては、具体的な事業継続計画の策定や実効性を高めるための有効な研修や訓練は十分なものとは言えず、平時の準備に加え発災時の緊急対応のための十分な蓄積はできていない。

また、感染症の感染拡大についても、感染予防のための基準となるルールの策定には及んでおらず、財源・マンパワーも含めて、これらの整備が緊急の課題であると考える。

## 3 目標

- (1)小規模事業者等に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- (2) 小規模事業者等に対し普及啓発セミナーや行政の施策等の情報を継続的に発信し、事前対策の必要性を周知することにより、災害に対する意識を高める。
- (3) 小規模事業者等の事業継続力強化計画の策定を支援し、地域との連携強化を促すことにより、災害よりの早期復興への意識の醸成を図る。
- (4) 発災時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当商工会と京都市間における被害情報報告共有ルートを構築する。
- (5) 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大 防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築するとと もに、事業継続力強化計画に基づく訓練及び京都市との情報伝達訓練を定期的に実施する。
- (6) 小規模事業者が、感染症に備えて衛生用品等の備蓄や職場環境の整備を図るとともに、感染症に関する最新の正しい情報を基に適切な感染症拡大防止策を図れるよう促す。

## 【成果目標】(計画終了まで)

商工業者数	小規模事業者数	事業継続力強化計画等の事業者BCP		
尚上 <del>未</del> 有	小风快争未有级	現状策定数	目標策定数	
3 3 2	3 1 0	0	1 0	

## \*その他

・上記内容に変更があった場合は、速やかに府へ報告する。

# 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- 1 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和5年4月1日~ 令和10年3月31日)
- 2 事業継続力強化支援事業の内容 京北商工会と京都市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### (1) 事前の対策

- ア 小規模事業者に対する災害リスクの周知
  - ・事業者に対しハザードマップなどを用いるなどして、事業所所在地の想定被害やその影響の 軽減策などを説明する。
  - ・会報・ホームページ等において、国の施策やリスク対策の必要性、リスクファイナンスの必要性を告知する。
  - ・事業者に対し、事業BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な教育・訓練等について指導・助言を行う。
  - ・感染症に関しては、感染状況や感染予防策に関する適正な最新情報の入手と告知を行う。
  - ・感染症の発生に備え、感染予防に関する備蓄品や換気設備・テレワーク設備等の情報や支援を提供する。
- イ 当商工会の事業継続計画策定 京北商工会は令和4年12月までに事業継続計画を策定する。

## ウ 関係団体との連携

- ・京都府商工会連合会及びリスクマネジメント協定を締結した保険会社と連携し、専門家派 遣・普及啓発のためのセミナーや勉強会実施・リスクファイナンスのご案内・事業継続力強化 計画の策定と認定申請の支援などを行う。
- ・感染症に関しては、適正な最新情報の共有を行う。

## エ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・京北商工会と京都市の担当部署間で、策定状況の共有及び改善策について定期的な協議を行う。

## 才 訓練

・想定する災害(台風等による水災や風災、震度6弱以上の地震)に備え、発災を仮定し、京都市との連携・連絡ルートの確認等を行う。

## (2) 発生後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助を第一として、以下の手順で状況把握と関係機関との連携をする。

## ア 応急対策実施の可否の確認

- ・発災後、速やかに当商工会職員の安否確認を行う。 (安否確認手順・方法やその確認内容は、別途定める。)
- ・感染者発生後には、その感染拡大に備え、職員の体調管理・感染予防策を強化する。

## イ 応急対策の方針決定

- ・京北商工会と京都市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・職員またその家族の命の安全を第一にした行動をとり、応急対策への参集は求めない。
- ・京北商工会と京都市との間で相互の役割分担を決定する。

【被害規模の目安】				
大規模な被害の発生	・地域内で20件以上の事業所で「瓦の飛散」「ガラスの破損」などの被害が発生している。 ・地域内で3件以上の事業所が「床上浸水」「建物の全壊・半壊」 等の大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、 交通網が遮断されており、確認ができない。 ・広い範囲で電気の喪失・通信・水道の遮断が発生している。			
被害の発生	・地域内で3件以上の事業所で、「瓦の飛散」「ガラスの破損」などの被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れ、一定の被害状況 の確認ができる。			
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。			

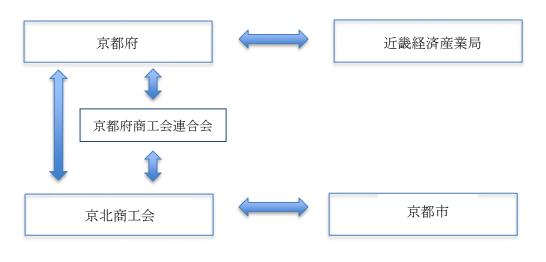
・本計画により、京北商工会と京都市及び京都府商工会連合会とは以下の間隔で被害情報の共有をする。

発災後~1週間	1日に2回共有する
1週間~4週間	1日に1回共有する
4週間以降	必要に応じて共有する

・感染症に関しては、京都市のホームページへの発信情報を適宜閲覧し、必要な対応を図る

# ウ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に 行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決定する。
- ・京北商工会と京都市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額の策定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・京北商工会と京都市で共有した情報は、京都府商工会連合会を通じて京都府に報告する。
- ・感染症については、国や京都府の方針に基づき、京北商工会と京都市が共有した情報を、京都府商工会連合会を通じて京都府に報告する。



- エ 応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援
  - ・事業者向け相談窓口の開設については、京都市と協議の上決定・開設する。
  - ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
  - ・地域内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
  - ・応急時に有効な被害事業者施策(国や京都府及び京都市の施策)について、地域内小規模事業者等に周知する。
  - ・感染症においても、事業活動に影響を受けたかその可能性がある小規模事業者を対象とし相談窓口の設置をする。

# オ 地域内小規模事業者に対する復興支援

- ・国、京都府、京都市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決定し、被災した小規模事業者の支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣などを関係諸機関に相談する。
- ・連携する保険会社においては、被災した小規模事業者に対し当該保険会社に加入する損害保 険の迅速な事故報告並びに保険金請求処理を行う。

## \*その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに府へ報告する。

事業継続力強化支援事業の実施体制

# 事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年 7月現在)

1 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



- 2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- (1) 当該経営指導員の氏名、連絡先
  - ・役職/氏名 支援課長 田中 尚樹
  - 連絡先 075-852-0348
- (2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)
  - ・事業継続力強化支援計画の策定及び事業実施に係る指導及び助言、並びに目標達成に向けた 進捗管理、事業の評価・見直しを実施する際の必要な情報提供を行う。
- 3 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先
- (1) 商工会

京北商工会

〒602-0251 京都府京都市右京区京北周山町上寺田 1-1

電話 075-852-0348

ファクス 075-852-1173

URL https://keihoku.kyoto-fsci.or.jp

(2) 関係市町村

京都市産業観光局

地域企業イノベーション推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

電話 075-222-3329

ファクス 075-222-3331

## \*その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに府へ報告する。

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額		130	130	130	130	130
	• 専門家派遣事業	50	50	50	50	50
	・セミナー開催費	25	25	25	25	25
	・パンフ、チラシ作	35	35	35	35	35
	製費					
	•防災、感染症対策	20	20	20	20	20
	費					

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

# 調達方法

会費収入・京都市助成金・京都府助成金・事業収入他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

## (別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携 して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

# 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名

○東京海上日動火災保険株式会社 京都南支社 京都府京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町 22 支社長 南原 宏次

# 連携して実施する事業の内容

- ① 商工会経営指導員に対する BCP および事業継続力強化計画に関する周知
  - ・経営指導時においては事業所所在地の事前災害リスクなどの周知やその軽減取組・資金対策 (団体制度への加入勧奨など)などの案内
- ② 小規模事業者に対する BCP および事業継続力強化計画に関する周知
  - ・普及啓発に関するセミナー・勉強会の実施

## 連携して事業を実施する者の役割

- ① セミナー・勉強会の講師派遣
- ② 簡易版 BCP の策定支援
- ③ 事業継続力強化計画の策定支援
- ③ 事業継続力強化計画認定制度の申請支援

#